

三田市市民活動推進プラザ及び三田市人権・男女共同参画プラザ 運営業務に関する公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「三田市市民活動推進プラザ及び三田市人権・男女共同参画プラザ運営業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 業務名

三田市市民活動推進プラザ及び三田市人権・男女共同参画プラザ運営業務

(2) 業務の目的

三田市まちづくり協働センターに設置している市民活動推進プラザ及び人権・男女共同参画プラザそれぞれの運営を通して協働のまちづくりを推進するとともに、市民への男女共同参画に関する情報提供や啓発を促進する。

なお、この募集は、両分野の連携による効果的な運営を目標とするため、一括して両プラザを運営する事業者を募集するものである。

(3) 業務内容

別紙「市民活動推進プラザ運営業務仕様書」、「人権・男女共同参画プラザ運営業務仕様書」に示すとおりとする。

(4) 本業務において、企画提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

- ① 市民活動及び男女共同参画情報の収集と発信に関する運営方法
- ② 市民活動及び男女共同参画を一体的に推進することによる相乗効果の発揮
- ③ テーマ型活動と地域活動との連携推進
- ④ 市民活動を活性化させるための企画
- ⑤ テーマ型活動団体の育成やネットワーク作り
- ⑥ 男女共同参画に関する啓発事業の企画
- ⑦ 女性活躍推進に関する啓発事業の企画
- ⑧ 地域・市民活動団体にむけての男女共同参画の推進

(5) 履行期間 令和9年4月1日～令和12年3月31日まで

2 予算

委託料の見積限度額について

市民活動推進プラザは、令和9年度 5,797 千円、令和10年度 6,061 千円、令和11年度 6,361 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）（3 か年分 18,219 千円）

人権・男女共同参画プラザは、令和9年度 5,961 千円、令和10年度 6,206 千円、令和11年度 6,486 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）（3 か年分 18,653 千円）

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 日 程

候補者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

内 容	期 日 等
参加表明書の提出期間	10月8日（木）～10月26日（月）
質疑受付期間	10月8日（木）～10月15日（木）
質疑回答期日	10月20日（火）
参加資格審査結果（選定・非選定）通知	11月2日（月）
企画提案書提出期限	11月24日（火）
プレゼンテーション	11月30日（月） 詳細別途通知
プロポーザル審査結果（特定・非特定）通知	12月11日（金）

5 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

【基本的要件】

- (1) 非営利団体以外の場合は、三田市入札等参加資格者名簿に登録された者であること。
又は入札等参加資格者名簿に未登録の者で、参加表明時に次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者
＜プロポーザル参加のための確認書類＞ ※追加資料の提供を求める場合があります。
 - ① 代表者証明（商業登記履歴事項全部証明書）
 - ② 法人税・消費税及び地方消費税の納税証明（その3の3）
※ 滞納がないことが確認できること
 - ③ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）
※ 最新1年分の決算数値がわかるもの
 - ④ 印鑑登録証明書及び使用印鑑届（様式任意）
- (2) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 三田市暴力団排除条例（平成24年条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に該当しない者であること。

【その他要件】

- (1) 市民活動推進プラザ及び人権・男女共同参画プラザを適切に管理運営することができ、かつ、管理運営にあたっては、法令及び三田市例規を遵守することができる法人その他の団体とする。なお、法人格の有無は問わないが、個人での応募は不可とし、任意団体の場合は5人以上で構成される団体であること。

6 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質問書(様式2)により、持参又は電子メールにて提出すること。
E-mail: chiikidukuri@city.sanda.lg.jp
- (2) 提出期限 令和8年10月15日(木) 16時まで(必着)
- (3) 提出先 三田市市民生活部地域づくり推進課
- (4) 回答方法 令和8年10月20日(火)に三田市ホームページの当該ページに掲載する。

7 参加申込の手続き

- (1) 提出書類 (⑨以外は各1部)
 - ① 参加表明書(様式1)
 - ② 団体の概要及び業務実績(様式3)
 - ③ 業務実施体制(様式4)
 - ④ 定款、規約、寄付行為などその他これに類する書類 ※写しの場合、原本証明
 - ⑤ 履歴事項全部証明書、法人以外にあっては代表者の住民票の写し
(申請日前3か月以内に発行されたもの)
 - ⑥ 納税証明又は納税義務がない旨の理由を記した申立書
 - ・国税: 税務署の発行するもの。法人の場合は、法人税と消費税および地方消費税に未納の税額がないことを証明するもの。法人以外の団体は、代表者の申告所得税と消費税および地方消費税に未納の税額がないことを証明するもの。
 - ・地方税: 地方税(県・市)に未納の税額がないことを証明するもの。法人以外の団体は代表者のもの(非課税で納税証明がない場合は、非課税証明)。
 - ⑦ 収支決算書(直近2か年分)
 - ⑧ 事業報告書(直近2か年分)
 - ⑨ その他団体の業務内容や運営実績がわかるパンフレット等 8部
- (2) 提出期限 令和8年10月26日(月) 16時まで(必着)
- (3) 提出方法 持参又は郵送に限る。(なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。)
- (4) 提出先 三田市市民生活部地域づくり推進課

8 参加資格審査・通知

提出された参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に企画提案書の提出を依頼する。資格を有しない者については、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

結果通知は、令和8年11月2日付け郵送により行い、併せてFAX又は電子メールを送信する。

9 企画提案書の作成方法

(1) 提出書類（各 1 部）

- ① 企画提案書（様式 5）
- ② 施設運営に係る企画提案書（様式 5 - 2）
- ③ 見積書（様式任意）

(2) 留意事項

- ① 文字サイズは 10 ポイント以上とすること。
- ② 本要領「1 業務概要」(4)に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。
- ③ 見積書には、仕様書、企画提案書等に記載されたすべての業務の見積額を記載すること。ただし、見積額は 3 ケ年の年度別に税抜き額、税込み額の両方を記載すること。

(3) 提出期限 令和 8 年 1 1 月 2 4 日（火）1 6 時まで（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送に限る。（なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。）

(5) 提出先 三田市市民生活部地域づくり推進課

10 プレゼンテーション

以下のとおりプレゼンテーションを行う。

- (1) 開催日 令和 8 年 1 1 月 3 0 日（月）
- (2) 場所 後日連絡する。（三田市役所本庁舎予定）
- (3) 開始時間 後日連絡する。
- (4) 出席者 予定スタッフを含め、3 人までとする。
- (5) その他 プレゼンテーションは、質問を含めて 60 分以内を予定（説明 30 分以内、質問 30 分以内）。プロジェクター、ケーブル及びスクリーンは市において用意する。

11 審査基準等

参加表明書及び企画提案書の評価項目、判断基準並びに評価のウェイトは以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト
		判断基準	
運営方針	運営方針	当該分野の見識があり、当市の現状を認識した効果的な運営方針が示されているか。	5 点
	平等性	幅広い利用が見込める方針が示されているか。	5 点
	協働性	地域や市民、団体との連携、ネットワークによる施設運営が可能か。	5 点
団体の経験及び管理能力	運営状況	安定・自立し、継続した事業運営が見込めるか。	5 点
	運営実績	同種又は類似業務の実績があるか。又は同等の運営能力が見込めるか。	5 点
	組織体制	適正な運営体制、適切に事務処理が行える体制か。	5 点

予定スタッフの経験及び能力	専門知識	同種又は類似業務の実績があるか。又は同等の運営能力が見込めるか。	5 点
特定テーマ	ア) 情報収集・発信	SNS や広報誌等を活用するなど、市民に対してプラザ事業を効果的に発信する方法が提案されているか。	10 点
	イ) 一体運営相乗効果	申請団体にとって実行可能な方法、計画で立案されているか。 施設の効用を発揮できる事業が提案されているか。 市民活動に関する施策が促進できる方法が提案されているか。 男女共同参画に関する施策が促進できる方法が提案されているか。	10 点
	ウ) テーマ型活動と地域活動との連携推進	申請団体にとって実行可能な方法、計画で立案されているか。 市民活動を促進できる方法が提案されているか。 市民目線に立った魅力的な企画を提案しているか。	10 点
	エ) 市民活動を活性化させるための企画		10 点
	オ) テーマ型活動団体の育成やネットワーク作り		10 点
	カ) 男女共同参画に関する啓発事業の企画	男女共同参画に関する深い見識を有する提案か。 女性活躍に関する施策が促進できる方法が提案されているか。 地域での男女共同参画を推進できる提案をしているか。	10 点
	キ) 女性活躍推進に関する啓発事業の企画		10 点
	ク) 地域・市民活動団体にむけての男女共同参画の推進		10 点
全体	自由提案等	独創性が発揮された提案か。 わかりやすく、説得力のある提案か。 本市の課題に適合する提案内容か。	10 点
参考見積書	参考見積書の妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。	数値化しない
合計			125 点

- ・全審査委員の評価点の合計が満点の6割以上であることを最低基準とし、最低基準に満たない者は選定の対象としない。
- ・なお、同評価の場合の優先項目は次のとおりとする。
 - ① 「特定テーマ」 ア)～ク)の合計」に対する企画提案の得点が高い者
 - ② 参考見積書の金額が低い者
- ・審査対象者が1者であった場合でも審査を行う。

12 企画提案書審査・通知

提出された企画提案書についてプロポーザル審査会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。審査の結果は、すべての提出者に対して、令和8年12月11日付け書面により通知する。企画提案書が特定されなかった者に対し

ては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非特定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

13 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書、企画提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、記載した予定スタッフは、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であることの了解を得なければならない。
- (6) 随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。なお、辞退する場合は、速やかに書面（様式任意）によりその旨届け出るものとする。
- (7) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ・参加資格要件を満たしていない場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
 - ・本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ・審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ・見積書の金額が、総額の見積限度額を超過した場合
 - ・本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合
- (8) 特定された企画提案書の内容については、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。
- (9) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上（三田市内に本社本店のある者については100分の3以上）の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (10) 企画提案書等の著作権等については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

14 問合せ先

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

三田市市民生活部地域づくり推進課

TEL 079-559-5039 FAX 079-562-3555

E-mail: chiikidukuri@city.sanda.lg.jp

三田市健康福祉部人権共生推進課

TEL 079-563-8000 FAX 079-563-7776

E-mail: jinken_u@city.sanda.lg.jp